

第2章 監査

○大隅肝属広域事務組合監査委員条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第9号

肝属地区一般廃棄物処理組合監査委員条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（定例監査）

第2条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年度1回行うものとする。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、あらかじめその日時を管理者に通知しなければならない。

（臨時監査）

第3条 監査委員は、法第199条第5項の規定による監査を行うときは、あらかじめその日時を管理者に通知しなければならない。

（請求又は要求に基づく監査）

第4条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その旨を請求者又は要求者に通知して延期することができる。

（請願に対する措置）

第5条 監査委員は、法第125条の規定により、議会から請願の送付を受けたときは、30日以内に措置しなければならない。

（出納検査等）

第6条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月20日から25日までの間に前月分について行う。ただし、やむを得ない事情があるときは変更することができる。

2 監査委員は、法第235条の2第2項の規定により、指定金融機関等で取り扱う大隅肝属広域事務組合の公金の収納又は支払の事務について監査する場合は、あらかじめ管理者及び指定金融機関に通知しなければならない。ただし、緊急監査の必要があると認めるときは、この限りでない。

（決算の審査）

第7条 監査委員は、法第233条第2項の規定により、決算及び証書類等を示す書類審査に付されたときは、当該送付を受けた日から60日以内に審査し、意見を付けて管理者に回付しなければならない。

(報告及び公表)

第8条 監査委員は、監査又は検査が終了したときは、その結果を当該終了した日から10日以内に報告又は通知し、かつ、監査の結果については20日以内にこれを公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。